

審議（会議）結果

審議会等名称	令和4年度神奈川県児童福祉審議会障害福祉部会
開催日時	令和5年3月17日（金曜日） 14時00分から16時00分まで
開催場所	オンライン
出席者	【部会長】井合委員、木村委員、佐藤委員、庄委員、鈴木委員、鶴飼委員
次回開催予定日	令和6年3月頃
所属名、担当者名	障害福祉課調整グループ 柴田 電話（045）210 - 4703 ファクシミリ（045）201 - 2051
掲載形式	議事録
審議経過	以下のとおり

＜議 題＞

- (1) 令和5年度障がい福祉関係予算の概要について
- (2) 当事者目線の障害福祉推進条例に基づく基本計画について

＜報告事項＞

- (1) かながわ医療的ケア児支援・情報センターの取組について
- (2) 聴覚障がい児早期支援体制整備の取組について
- (3) 過齢児対策の状況について
- (4) 障害児通所支援の最近の動向について

＜配布資料＞

- 資料1-1 当初予算案概要資料（障害福祉課）
- 資料1-2 当初予算案概要資料（障害サービス課）
- 資料2-1 当事者目線の障害福祉推進条例に基づく基本計画について
- 資料2-2 計画策定のスケジュール（予定）
- 資料3 かながわ医療的ケア児支援・情報センターの取組について
- 資料4 聴覚障がい児早期支援体制整備の取組について
- 資料5 過齢児対策の状況について
- 資料6 児童福祉法改正の概要（障害児関係）
- 資料7 「こどもの安心・安全対策支援事業（こどものバス送迎・安全徹底プラン）」について
- 資料8 県内放課後デイサービス事業所に対する実態調査結果

【事務局による進行】

- ・ 障害福祉課長挨拶
- ・ 会議運営に関する事務連絡

【井合部会長による進行】

(井合部会長)

皆様こんにちは。神奈川県立こども医療センターの障害児入所施設局長をしております井合と申します。ここ何年間か、この部会を開催できないで本当に申し訳ございませんでした。コロナ禍の3年間、医療機関にとっても、福祉施設にとっても大変な時期だったと思いますが、その中で出てきたものもあったのではないかと感じています。これからの感染に対する対策や、一人ひとりのお子さんに向き合う時間が非常に濃密に持てた時間でもあったと感じているところです。

さて、本日は委員の皆様には大変お忙しいところ、御出席いただきまして本当にありがとうございます。それではこれから議題、議事に入りたいと思います。

最初に議事の進め方について皆様と共有したいと思います。本日は次第にありますとおり、議題が2つ、それから報告事項が4つとなっております。おおよその目安であります。それぞれの内容について説明、審議、質疑を合わせて15分程度として進めていきたいと思います。

それでは議題1、令和5年度障がい福祉関係予算の概要について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料1-1、1-2に基づいて説明

(井合部会長)

それでは、各委員から御意見、御質問等がありましたらお願いします。

いかがでしょうか。それでは、私から質問をさせていただきます。

障害サービス課の説明で、資料13 ページ目の令和5年度当初予算の概要を見ますと、昨年度と比較すると3分2ぐらいの予算になっているようですが、これはどういうことか教えていただけますでしょうか。

(事務局)

令和4年度は国が掲げた「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づいて、福祉介護職員の処遇改善を図るための臨時特例交付金として、26億円程度計上していました。その分が令和4年度の下半期からは、通常の障害福祉サービス報酬の中に、介護職員等ベースアップ等支援加算として組み込まれた影響で予算が減少しています。このことから、見た目上、障害サービス課の予算が減っているように見えています。

(井合部会長)

そうすると、県として行っている事業に関する予算ではない部分と解釈してよろしいでしょうか。

(事務局)

今申し上げました国の10分の10負担の事業については、令和4年10月以降分は、障害福祉課の予算、資料1-1、13ページに記載の障害者自立支援等給付費の中で、1-1障害福祉サービス費等負担金と1-7障害児通所給付費負担金において、それぞれ看護師への処遇改善に関する予算が盛り込まれています。

(井合部会長)

ありがとうございました。他の委員の方々はいかがでございましょう。

よろしいでしょうか。それでは、次に議題2、当事者目線の障害福祉推進条例に基づく基本計画について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料2-1、2-2に基づいて説明

(井合部会長)

では、議題2について、各委員から御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。鶴飼委員よろしくお願ひします。

(鶴飼委員)

ともに生きる社会かながわ憲章の時と同様、この思想が、各市町村の社会福祉協議会(以下「社協」という。)あるいは区社協までは情報が下りてきているのですが、各町内会とか自治会には情報が下りてきていません。私も自治会長をやっていたものですから、肌感覚で申し上げます。せっかく、市町村社協までそういう施策が下りてきても、その下の自治会とか町内会に下りてきていないのは、もったいないですし、意味がないと感じていたので、機会あるごとにそのことをお話させていただいています。

今回の当事者目線の障害福祉推進条例も、市町村社協までではなく、その下の各町内会とか自治会まで下りていくような工夫を考えた方がいいと思います。

(事務局)

委員がおっしゃるとおり、福祉関係者だけ分かっているでも仕方がないと認識しています。ともに生きる社会かながわ憲章もそうですし、今回の当事者目線の障害福祉推進条例もそうだと思いますので、県民への周知方法については、もっと考えていく必要があ

と思っています。ともに生きる社会かながわ憲章もそれなりに様々な普及啓発の方法を使ってやっけてはいるのですが、認知度が目標に届いていないという状況ですので、さらに様々な方法を考えていきたいと思っています。

(井合部会長)

次に鈴木委員お願いします。

(鈴木委員)

当事者目線の障害福祉推進条例自体が5年で見直しもあり、場合によっては5年を待たずに見直していくということを議会で見聞きしたのですが、そういった条例の見直しに対して、この計画も3年とか6年というタイミング以外でも見直していくことがあるのでしょうか。

(事務局)

基本は6年毎の改定、その中で中間見直しとして障がい福祉計画の部分を3年に一度は改定をしていくこととなります。しかし、やはり必要な改定が出てくれば、計画の進捗については、神奈川県障害者施策審議会で審議しながら、見直し等もやっていくこととなります。3年、6年というタイミング以外では全くやらない、ということではないと考えております。

(井合部会長)

事務局におかれましては、ただいまいただきました御意見について、今後の取組を進めていく中で、参考としてください。

それでは続いて報告事項に移ります。報告事項1、神奈川医療的ケア児支援情報センターの取組について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料3に基づいて説明

(井合部会長)

報告事項1につきまして、御質問等ありましたらお願いいたします。

皆様いかがでしょうか。それでは私から質問させていただきます。

医療的ケア児については、随分いろいろと進んできたなと思っています。医療的ケア児に直接関わる者の一人として非常に感謝しておりますし、期待を寄せております。

仕組みが整ってきているなと思うのですが、例えばランチのコーディネーターが、先ほどの説明にあったような養護学校のことを御相談された時には、具体的にはどのように対応して、それがどのように中央のセンターと共有されていくのでしょうか。

少しイメージができなかったものですから教えてください。

(事務局)

相談が来ましたら、養護学校と県の特別支援教育課等の担当者が、庁内連携会議の構成員ですので、その両者が課題共有と相談内容への対応を行っているという状況です。最近は通学支援の課題が多いのですが、その場合ですと、市町村や教育委員会とも協力しながら対応していくこともありました。

このような課題を全体の庁内連携会議で地域課題として取り上げて、来年度以降の県の施策につなげていくということを想定しております。

(井合部会長)

そうすると、そこではすぐには解決できないけれども、将来的には解決の方向に繋がる可能性がある窓口であると考えてよいでしょうか。

(事務局)

解決できる課題は解決していきたいと思っておりますが、解決できない課題も多いので、その場合はできる限り対応していくという状況です。

(井合部会長)

他にはいかがでしょうか。鶴飼委員お願いします。

(鶴飼委員)

私のところは、乳児院があり看護師がいます。資料14ページの地域資源の中で、保育所は含まれていますが、コーディネーターはいないにしても、乳児院も必要性があるのでしょうか。

(事務局)

資料14ページに記載させていただいたものは例示でございますので、各地域の中で、様々な支援者がいらっしゃることは想定しております。地域毎にランチを設置しますので、各施設と密な連携をとって対応していくことを想定しております。

(鶴飼委員)

これから福祉施設、特に児童の施設は多機能を求められていますので、乳児院の利用もあるのかなと思い、質問させていただきました。

(井合部会長)

乳児院も非常に大事だと私は思いますので、ぜひ、広く関わるような方向で進めてい

ただきたいと思います。もう一つ質問してもよろしいでしょうか。この医療的ケア児コーディネーターというのは、普段別のお仕事をされているわけで、そういう中で公的な仕事もやっていくということになります。それに対する工夫とか協定のようなのは何かあるのでしょうか。

(事務局)

医療的ケア児コーディネーターについては、おっしゃるとおり相談支援専門員、訪問看護師等、他の業務を行っている方がいらっしゃいます。来年度以降、県の主任コーディネーターについては、業務委託ということで、その業務をやる時間については報酬をお支払いして、コーディネーターとして業務を行っていただくことを想定しております。

また、来年度以降、市町村でも、コーディネーターを配置していく方向で進めておまして、こちらも各市町村から働いた分の報酬が支払われます。手弁当でやっていただくというのは本来の趣旨とは違いますので、医療的ケア児コーディネーターが働いた分については、報酬が支払われる仕組みというのを進めていきたいと考えております。

(井合部会長)

他にはいかがでしょうか。鈴木委員、お願いいたします。

(鈴木委員)

14 ページの基幹相談、委託相談等との連携というところで、まだ基幹相談センターが、うまく機能していないところや、設置できていないところ、設置したばかりのところもあるかと思うのですが、そういった中で来年度発進してしまうことへの不安も感じています。地域資源も各資源が円で描かれて連携するように書いてありますが、先ほど意見にあった自治会にも浸透して欲しいという意味では、地域資源も地域の社協などが抜けているのかなと思いました。ボランティアに支えてもらいながら地域はやっているところもあるのでそう感じました。私も自立支援協議会に参加していますが、特に通学支援は金銭的な問題もあり、送迎のボランティアにお金を支払うときにも、時間外となるとお金が余分に発生してしまうので、9時に養護学校に登校させたくても、9時半登校になってしまう、早朝の手当が時間外となって高くなって支払うことができないので少し遅らせて登校する、体調の具合によってキャンセルをした時に運転手にキャンセル料が払えないなど、金銭的な課題があると思いますが、そういったことについて、どのように考えていらっしゃるのか伺いたいです。

(事務局)

確かに医療的ケア児支援・情報センターでも、通学支援に関わる相談が非常に多いです。御家族の方が自ら通学の送り迎えをされているという方も相当いらっしゃりまして、その負担が大きいというお話はよく伺っております。

今、通学支援につきましては、県教育委員会でスクールバスもしくは福祉車両を確保し、そこに看護師に同乗してもらい、送迎をするという仕組みで動き出しているところですが、なかなか看護師の確保、車両の確保が難しいという話を聞いております。

ただ令和5年度以降、予算を拡充し、さらに取組を強化していくと聞いておりますので、徐々にではありますが、通学支援も進んでいくものと考えております。

(鈴木委員)

先ほど言ったように地域の資源をうまく使いながら、軌道に乗るまでは市民の力をぜひ活用してほしいと思います。過ぎてしまったらその方にとっては、通学はもう終わってしまう。過去の問題になってしまうので、なるべく今の困っている状況をクリアできるように、努力していただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

(井合部会長)

やはり児童の年代は限られていますので、来年度ということではなく、その時々で、解決の方向に動いていただけるように、ぜひお願いしたいと思います。

他に御意見いかがでしょうか。

では、事務局におかれましては、ただいまいただきました御意見について、今後の取組を進めていく中で、ぜひ参考としていただきたいと思います。

次に報告事項の2、聴覚障がい児早期支援体制整備の取組について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料4に基づいて説明

(井合部会長)

御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

鈴木委員、お願いいたします。

(鈴木委員)

最後のページの(2)、聴覚障害児支援の関係機関との連携のところで、ろう学校とあります。私の子どもが通っていた地域の学校で、特別支援学級にいらっしゃる難聴のお子さんの話になりますが、手話ができる先生でしたので、朝礼でも舞台に立って、その子のために手話をしているのですが、全校生徒が見えるところで手話をしてくださっていました。地域の学校にそういう子がいるということも、これからは必要であり、国連の障害者権利条約の勧告も受けています。

障害者権利条約の勧告を受けた中で、本人の意思も、地域の学校へ行きたいということも出てくるかと思えます。そういった中では、やはり地域というものが、この「等」に

含まれているのであれば良いのですが、ここに記載していくことも大事なのではないかと思います。県の考えを聞かせていただけたらと思います。

(事務局)

資料の最終ページ(2)聴覚障害児支援の関係機関との連携については、まずは今、聴覚障がい児の療育を中心的に担っているろう学校との連携ということで、ここには書かせていただいています。

この中核機能の取組では、実際には(3)家族支援の実施や巡回支援の実施が関係してくると思います。例えば、保護者から、通常の学校に通いたいので教育委員会に話に行くときに一緒について来てもらいたい、一緒に説明や支援をしてもらいたいとか、学校の先生に聴覚障がいについて説明してもらいたいとか、そういった御相談があれば、この中核機能の担当職員が必要な支援を行う。このような内容も実施する内容と考えております。今年度新たに始めたところではありますが、もともと聴覚障害者福祉センターで乳幼児の相談も受けていたこともあって、その中で、もう既に保護者からそのような希望があった際には対応していたところもありますので、今後はそこをもっと取り組んでいくということになるかと思っております。

あとは教育の関係は、教育委員会、教育部局の取組の部分もありますので、中核機能の取組としては、そういったところをやっていくものと考えております。

(井合部会長)

他の御意見はいかがでしょうか。木村委員お願いします。

(木村委員)

最後のページの(4)の巡回支援ですが、例えば年1回とか年2回とか、巡回支援の頻度がわかれば教えていただきたいです。(5)の研修会の頻度も同様に教えてください。

(事務局)

この内容については始まったばかりで、どのくらいのニーズがあるのか、お子さんによってどの程度の支援が必要かといったことについて、実際始まってから見てくるところであり、それぞれのケースにもよるものと思いますので、具体的な頻度は特段決めておりません。

まず、聴覚障がいのお子さんが通われている事業所がどこにあるのか、そういった情報を入手するところから始めないと動けない段階にあります。3月に行った研修では、聴覚障がいのお子さんがある、いないに関わらず広く研修会を御案内したところ、聴覚障がいのお子さんがある施設の方が割と多く参加されていることが参加者アンケートで分かりました。また、今後こういった巡回支援の事業を行うのですが御希望されますか、といった質問項目も作ったところ、ぜひ使いたい、内容によっては使いたい、という御

回答を多くいただいております、このような研修などで入手した情報から支援が必要なお子さんを把握していき、巡回支援等の事業も展開していきたいと考えています。

来週、そちらの療育相談センターの言語聴覚士の方に御説明しに行く予定になっております。よろしく申し上げます。

(木村委員)

ぜひ今後広げていってください。ありがとうございます。

(井合部会長)

それ以外の御意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

では、いただきました御意見について、今後、取組の中で、反映させていただけたらと思います。

次の報告事項3に移りたいと思います。過齡児対策の現状について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料5に基づいて説明

(井合部会長)

ただいまの御報告に関して何か御意見、御質問ある方いらっしゃいますでしょうか。鈴木委員、お願いします。

(鈴木委員)

参考になるか分かりませんが、私は自立支援協議会の知的分科会にも参加していただき、私の住んでいる市でも知的分科会、グループホーム連絡会を立ち上げ、グループホーム、事業所の方たちに来ていただいて、今年度に2回、意見交換の場を持たせていただきました。知的障がいだけでなく、生活の場ということで、精神障がいや身体障がいのグループホームも同じテーブルについて意見交換しているのですが、どこからも、情報が欲しい、空き情報を公開してほしいということが課題で挙がりました。子どもが利用している相談事業所からも、バリアフリーなど、そういったグループホームの情報はとても欲しいという話がありました。親である私たちも、そのような情報が欲しいと思っています。

そんな中で、事業所としては株式会社のグループホームが大変増えており、実際に聞くと空きはある、空きはあるのだけど職員がいない。だから、利用を希望している人がいても、職員が対応できないので入れることができない。だから、職員を集める方法をみんなで考えたい、というのが最終的な悩みでした。やはりこの過齡児の方も、もしか

したら入れる事業所があるのではないかと思います。職員が不足して入ることができないという課題に向き合っていないと、解決しない問題ではないかなと思います。自分の住む市の一部の話ではありますが、このような課題が県内のどこにでも存在するのではないかなと思っています。

(井合部会長)

ありがとうございました。続いて佐藤委員どうぞ。

(佐藤委員)

移行の課題に出されている4点、まさにそのような状況であるというところが、本当に重々感じる次第でございます。その中で結局、移行が難しいと言われている方は、やはり重度障がい者が非常に多い状況になっています。

移行に取り組むにしても、成人施設の空き状況がないという状況もありながら、されど、本人のニーズとか、意思決定支援というものは何なのかなということを見ると、やはり、よりよい移行ということを考えていく上においては、本当に考えさせられる、毎年悩んでしまっているのが現状であります。

この社会福祉法人の施設というものが、すごく手厚い、安定した支援である状況もあるので、もしそういうところの部分で、成人の施設も色々と課題はあるのですが、連携というか、体制というものができてくると良いのかなと、児童の施設にいて感じる次第でございます。

(事務局)

鈴木委員からお話がありました人材確保が困難な状況ということは、我々も重々承知しておりまして、一つのポイントになると思っております。

同時にサービス事業所の質の問題についても、御意見をいただいているところですので、佐藤委員がおっしゃられたような御本人の意思決定をしっかりとっていく上で、そのためには児童相談所と市町村がなるべく早めに連携を始めていただいて、そういう機会を作っていただく。そして児童期の方が、特別支援学校も、熱心に先生方が進路に関わっていただいているので、応援団がたくさんいる間に、しっかりと調整が進めばと考えております。

(井合部会長)

最後に私から、移行の課題の一番下、医療型の障害児入所施設の移行課題についてコメントさせていただきます。重症心身障害児施設は、児者一貫ということで、基本的には者になっても、療養介護の施設、事業所としての入所継続が可能なのですが、児から者に移るということで本人の生き方を、そこで一旦しっかりともう一度みんなで考える、本人の意向、意思決定がなかなか難しい方々ですけれども、どういう生活が本当に適当

なのか、ということを考えなければいけない、という認識を施設側では持って取り組んでいきたいと思っています。それはどこの施設も、今後そうなっていくと思いますが、その際に、児童相談所などの関わる行政の方々も、重症心身障害児施設は児者一貫だからというようなことではなく、成人になる、そういう時期ということで、本当にここが一番適当なのかということを検討するような、そういう姿勢で一緒に取り組んでいけたらありがたいと思います。

(事務局)

課題の4つ目、医療型障害児の入所施設の課題については、次年度の対策会議の中で、部会をここの部分で設けて、もう少し幅広に、この関係の皆様、例えば先ほどあった医ケア児のコーディネーターの方にも御意見を伺いながら、もう少し深掘りしてみようと、そのような話になっております。

(井合部会長)

ほかの御意見はよろしいでしょうか。

では、いただきました御意見について、今後、取組の中で、反映させていただけたらと思います。

では次に報告事項の4、障害児通所支援の最近の動向について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料6、7、8に基づいて説明

(井合部会長)

何か御質問ございますでしょうか。鶴飼委員お願いします。

(鶴飼委員)

教えていただきたいのですが、放課後デイサービスの設置主体について、1,176のうち、社会福祉法人がやっているところはどのぐらいあるのでしょうか。

(事務局)

今日は資料を持ち合わせておりませんので、今度お答えいたします。

(井合部会長)

他にはいかがでしょうか。鈴木委員お願いします。

(鈴木委員)

先ほど私がお話したグループホームもそうだったのですが、全グループホームにお声掛けして、来たところは安心だね、来てないところや返事がないところの方が不安だよねという認識がありました。そういう中では、この回答事業者数が70%、残りの30%がどうなっているかということの方が不安だと思います。利用していた保護者としても、回答していないところの実情もぜひ、後追いで、すべてを底上げできるような取組をお願いしたいと思います。

(事務局)

何らかの対応を検討してまいります。

(井合部会長)

他にはいかがでしょうか。木村委員お願いいたします。

(木村委員)

バスの安全装置の件ですが、私どものセンターもバスが3台ありますので、リストを基に問い合わせをしてみました。問い合わせが多すぎて回らないというのでしょうか、問い合わせが多いので、もう物がなくて大変なのではないかというお答えをいただきました。措置期間があるので大丈夫だとは思っているのですが、同じような報告は結構あったりするものなののでしょうか。

(事務局)

今年1月時点で国も品不足を想定しているようなので、装着自体は、令和6年の3月までの1年間、経過措置があります。ただし、それ以外の内容、計画を立てて安全にやるということは、6月末までにやってくださいという通知になっております。

(井合部会長)

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では本日の議題、報告事項は以上となりますが、何か他にありますでしょうか。

ないようでしたら本日の審議はここまでとさせていただきます。委員の皆様、大変ありがとうございました。事務局へお返しします。

(事務局)

井合部会長ありがとうございました。本日は限られた時間の中で、皆様から本当に数多くの貴重な御意見等いただき、心から感謝申し上げます。

なお、令和4年度の児童福祉審議会の総会につきましては、県の子ども家庭課から、昨日、委員の皆様へ郵送あるいはメールで御連絡を差し上げているところですが、今回は書面開催となるということですので、よろしくをお願いいたします。

また、次回の児童福祉審議会障害福祉部会につきましては、冒頭に課長から申し上げましたとおり、来年度の同時期の開催を予定しております。

それでは、令和4年度神奈川県児童福祉審議会障害福祉部会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。